

令和2年5月29日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(第2回)」 治水協定(案)について合意 ～近畿地方整備局管内1級全10水系で合意～

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者で構成する協議の場を開催し、治水協定(案)について合意しました。

令和元年12月12日、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」がとりまとめられました。

本方針を受け、令和2年1月21日に第1回協議の場を開催し、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者の協力のもと一体となって取り組むことを確認しました。

今回、第2回協議の場を開催し、①各水系の治水協定を5月中に締結すること、②操作規程等は治水協定に基づき、変更・作成すること、③運用開始後も効果等を確認しながら必要に応じてさらなる改善に努めることを合意した。

1. 会議資料及び議事概要:別添

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、福井県政記者クラブ、大野市政記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者室、福知山市政記者クラブ、舞鶴記者会、綾部新聞記者クラブ、宮津記者クラブ、宇治日刊記者クラブ、宇治日刊地方記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、堺市政記者クラブ、在堺記者クラブ、和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ、田辺記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、熊野市記者クラブ、三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会、新宮中央記者会、新宮記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方ダム連絡協議会 事務局

近畿地方整備局 河川部 河川管理課長 木村 佳則 (内線3751)
河川管理課長補佐 加藤 貴久 (内線3753)

電話番号 06-6942-1141 (代表)
06-6941-7343 (直通)

新宮川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
紀の川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
大和川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
淀川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
加古川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
揖保川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
円山川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
由良川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
九頭竜川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）
北川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場（第2回）

合同開催

会議方法	書面会議
資料配付	令和2年5月25日（月）
意見集約	令和2年5月28日（木）
参加者	別添の各水系協議の場名簿のとおり

議事概要

- ①各水系の治水協定について、事務局案で合意した（5月中に締結）。
- ②各ダムの操作規程等は、治水協定に基づき、変更・作成することで合意した。
- ③今回の合意に基づき運用開始後も、効果等を確認しながら、必要に応じてさらなる改善に努めることで合意した。

新宮川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	事務所長	副会長
	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	事務所長	
	和歌山県	県土整備部 河川・下水道局 河川課長	
	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課長	
	三重県	県土整備部 河川課長	
ダム管理者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー	
		水力事業本部 用地グループマネジャー	
	電源開発株式会社	水力発電部西日本支店 支店長代理	
ダム利水者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー	
		水力事業本部 用地グループマネジャー	
	電源開発株式会社	水力発電部西日本支店 支店長代理	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	中部経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	和歌山地方气象台	水害対策気象官	
	和歌山地方气象台	地域防災係長	

紀の川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	事務所長	副会長
	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	事務所長	
	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課長	
	和歌山県	県土整備部 河川・下水道局 河川課長	
ダム管理者	近畿農政局	農村振興部 水利整備課長	
	近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所	事務所長	
	山田ダム土地改良区	事務局長	
	五條市、下市町 (五條吉野基幹水利施設管理協議会)	五條市 産業環境部次長農林政策課長事務取扱	
ダム利水者	和歌山県	企画部 地域振興局 地域政策課長	
	奈良県	水道局長	
	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー	
		水力事業本部 用地グループマネジャー	
	電源開発株式会社	水力発電部 西日本支店 支店長代理	
	近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所	事務所長	
	五條吉野土地改良区	総務課 係長	
	大和平野土地改良区	事務局長	
	紀の川土地改良区連合	事務局長	
	紀の川用水土地改良区	事務局長	
	五條市	水道局長	
	大淀町	上下水道部長	
	吉野町	暮らし環境整備課 上下水道推進室 課長	
	和歌山市	企業局 水道工務部長	
	橋本市	水道環境部長	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	和歌山地方气象台	水害対策気象官	
	和歌山地方气象台	地域防災係長	

大和川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場 構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 大和川河川事務所	事務所長	副会長
	大阪府	都市整備部 河川室 河川環境課長	
	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課長	
ダム管理者	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課長	
	大阪府	都市整備部 河川室 河川環境課長	
		南河内農と緑の総合事務所 滝畑ダム分室長	
		農政室 整備課長	
		農政室 整備課 計画指導グループ総括主査	
ダム利水者	河内長野市	上下水道部 水道課長	
	富田林市	上下水道部 水道工務課長	
	天理市	上下水道局長	
	桜井市	上下水道部長	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	大阪管区气象台	大規模氾濫対策気象官	
	大阪管区气象台	水害対策気象官	

淀川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考	
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長	
	近畿地方整備局 淀川河川事務所	事務所長	副会長	
	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	事務所長		
	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	事務所長		
	近畿地方整備局 猪名川河川事務所	事務所長		
	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	事務所長		
	近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	事務所長		
	大阪府	都市整備部 河川室 河川環境課長		
	兵庫県		県土整備部 土木局 河川整備課長	
			県土整備部 土木局 総合治水課長	
			阪神南県民センター 西宮土木事務所長	
			阪神北県民局 尼崎港管理事務所長	
			阪神北県民局 宝塚土木事務所長	
	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課長		
	京都府	建設交通部理事（河川課長事務取扱）		
	滋賀県		土木交通部 流域政策局 水源地域対策室長	
		土木交通部 流域政策局 流域治水政策室長		
三重県	県土整備部 河川課長			
ダム管理者	水資源機構	関西・吉野川支社 淀川本部長		
	近畿農政局	農村振興部 水利整備課長		
	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー		
		水力事業本部 用地グループマネジャー		
	滋賀県	土木交通部 流域政策局 水源地域対策室長		
		農政水産部 耕地課 農業基盤管理推進室長		
	大阪府	都市整備部 河川室 河川環境課長		
	三重県	県土整備部 防災砂防課長		
	甲賀市、湖南市、栗東町、 守山市、野洲市	甲賀市 農業振興課 農村整備室長		

	近江八幡市、東近江市、 日野町、竜王町 (日野川流域用水施設管理協議会)	事務局長	
	奈良市、天理市、 宇陀市、山添村	山添村 農林建設課長	
	奈良市	企業局 事業部 次長	
		企業局 経営部 経営企画課長	
		企業局 事業部 送配水管理センター所長	
	宇陀市	農林課長	
	上野土地改良区	理事長	
ダム利水者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー	
		水力事業本部 用地グループマネジャー	
	中部電力株式会社	三重水力センター業務課長	
	近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所	事務所長	
	東海農政局	農村振興部 設計課長	
	犬上川沿岸土地改良区	理事長	
	野洲川土地改良区	事務局長	
	愛知川沿岸土地改良区	専務理事	
	日野川流域土地改良区	専務理事	
	大和高原北部土地改良区	事務局長	
	青蓮寺用水利土地改良区	専務理事	
	滋賀県企業庁	経営課 計画管理室長	
	京都府	府民環境部理事(建設整備課長事務取扱)	
	兵庫県企業庁	水道課長	
	奈良県	水道局 水道局長	
	三重県	農業基盤整備課長	
	大阪市	水道局 品質管理担当課長 (兼) 臨海地域整備推進担当課長	
	大阪広域水道企業団	経営管理部副理事兼経営企画課長	
	甲賀市水道事業	上下水道部長	
	伊賀市	上下水道部 次長	
いぶき水力発電株式会社	代表取締役		
枚方市	上下水道局 浄水課長		

守口市	水道局 浄水課長	
池田市	上下水道部 次長兼水道工務課長	
阪神水道企業団	総務部 企画調整課長	
川西市	上下水道局 副局長	
尼崎市	公営企業局 水道部 計画課長	
伊丹市	浄水課長	
名張市	上下水道部 浄水室長	
宇陀市	水道局 施設課長	
	農林課長	
山添村	環境衛生課長	
奈良市	企業局 事業部次長	
	企業局 経営部経営企画課長	
	企業局 事業部送配水管理センター所長	

オブザーバー

近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
中部経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
大阪管区气象台	大規模氾濫対策気象官	
大阪管区气象台	水害対策気象官	

加古川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考	
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長	
	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	事務所長	副会長	
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		県土整備部 土木局 総合治水課長		
		神戸県民センター 神戸土木事務所長		
		阪神北県民局 宝塚土木事務所長		
		東播磨県民局 加古川土木事務所長		
		北播磨県民局 加東土木事務所長		
丹波県民局 丹波土木事務所長				
ダム管理者	近畿農政局	農村振興部 水利整備課長		
	近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	淀川水系土地改良調査管理事務所次長（加古川水系広域農業水利施設総合管理所駐在）		
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長		
		丹波県民局 篠山土地改良事務所長		
		丹波県民局 丹波土木事務所長		
兵庫県企業庁	水道課長			
ダム利水者	東播磨水土地改良区	業務担当主幹		
	近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所	事務所長		
	兵庫県 東播土地改良区	事務局長		
	篠山川沿岸土地改良区	理事長		
	兵庫県企業庁	水道課長		
	丹波篠山市	上下水道部 上下水道課長		
	小野市	水道部長		
	加東市	上下水道部長		
加古川西部土地改良区	事務局長			

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	神戸地方気象台	水害対策気象官	
	神戸地方気象台	防災気象官	

揖保川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考	
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長	
	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	事務所長	副会長	
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		県土整備部 土木局 総合治水課長		
		中播磨県民センター 姫路土木事務所長		
		西播磨県民局 光都土木事務所長		
西播磨県民局 龍野土木事務所長				
ダム管理者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー		
		水力事業本部 用地グループマネジャー		
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		中播磨県民センター 姫路土木事務所長		
		西播磨県民局 光都土木事務所長		
ダム利水者	兵庫県企業庁	水道課長		
	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー		
		水力事業本部 用地グループマネジャー		

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	神戸地方気象台	水害対策気象官	
	神戸地方気象台	防災気象官	

円山川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考	
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長	
	近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所	事務所長	副会長	
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		県土整備部 土木局 総合治水課長		
		但馬県民局 豊岡土木事務所長		
		但馬県民局 養父土木事務所長		
ダム管理者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー		
		水力事業本部 用地グループマネジャー		
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長		
		但馬県民局 豊岡土木事務所長		
		但馬県民局 養父土木事務所長		
	朝来市	産業振興部 農林振興課長		
ダム利水者	兵庫県	農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長		
	豊岡市	上下水道部 水道課長		
	朝来市	都市整備部 上下水道課長		

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	神戸地方気象台	水害対策気象官	
	神戸地方気象台	防災気象官	

由良川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	事務所長	副会長
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長	
		県土整備部 土木局 総合治水課長	
		丹波県民局 丹波土木事務所長	
京都府	建設交通部 理事（河川課長事務取扱）		
ダム管理者	関西電力株式会社	水力事業本部 保安グループマネジャー	
		水力事業本部 用地グループマネジャー	
	京都府	大野ダム総合管理事務所長	
		農林水産部 農村振興課長	
		中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室長	
	兵庫県	県土整備部 土木局 河川整備課長	
		丹波県民局 丹波土木事務所長	
	福知山市	産業政策部 農政課長	
福知山市豊富用土地改良区	理事長		
ダム利水者	京都府	府民環境部 理事（建設整備課長事務取扱）	
		公営企業管理事務所長	
	京丹波町	上下水道課長	
	丹波篠山市	上下水道部 上水道課長	
	丹波市	上下水道部 上水道課長	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	京都地方气象台	防災管理官	
	京都地方气象台	水害対策気象官	

九頭竜川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 福井河川国道事務所	事務所長	副会長
	近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所	事務所長	
	近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所	事務所長	
	福井県	土木部 河川課長	
ダム管理者	電源開発株式会社	中部支店 支店長代理	
	福井県	農林水産部 農村振興課 農地保全活用室長	
		土木部 河川課長	
	北陸電力株式会社	大野水力センター所長	
ダム利水者	北陸農政局	農村振興部 地方参事官	
	電源開発株式会社	中部支店 支店長代理	
	北陸電力株式会社	大野水力センター所長	
	福井県	産業労働部 公営企業課長	
	福井県	産業労働部 企業誘致課長	
	福井市	企業局 ガス・水道施設課長	
	勝山市	上下水道課長	
	永平寺町	建設課長	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	中部経済産業局 北陸支局	電力・ガス事業課長	
	福井地方气象台	防災気象官	
	福井地方气象台	水害対策気象官	

北川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
構成員

	機関名	構成員	備考
河川管理者	近畿地方整備局 河川部	河川部長	会長
	近畿地方整備局 福井河川国道事務所	事務所長	副会長
	福井県	土木部 河川課長	
ダム管理者	福井県	土木部 河川課長	
ダム利水者	小浜市	産業部 上下水道課長	
	若狹町	建設水道課長	

オブザーバー

	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
	近畿経済産業局	産業部 産業課 産業振興室長	
	福井地方気象台	防災気象官	
	福井地方気象台	水害対策気象官	

新宮川水系治水協定

一級河川新宮川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から新宮川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3) に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、奈良県・三重県・和歌山県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

和歌山県 県土整備部長

奈良県吉野土木事務所長

奈良県五條土木事務所長

三重県 県土整備部長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店長

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m3)	基準降雨量 (mm)
猿谷ダム	0	919.0	130 ^{※2}
川迫ダム	0	14.4	—
九尾ダム	0	37.3	—
二津野ダム	0	1,020.0	200 ^{※3}
風屋ダム	0	5,070.0	200 ^{※3}
旭ダム	0	1,142.1	200 ^{※3}
坂本ダム	0	453.0	—
池原ダム	0	13,100.0	200 ^{※3}
瀬戸ダム	0	1,087.8	200 ^{※3}
奥里ダム	0	0.0	—
七色ダム	0	2,530.0	200 ^{※3}
小森ダム	0	804.0	200 ^{※3}

※1：水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2：9時間累積予測降雨量

※3：84時間累積予測降雨量

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
猿谷ダム	9月1日～9月15日	919.0

紀の川水系治水協定

一級河川紀の川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という。）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から紀の川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、奈良県・和歌山県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など) を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 17 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

農林水産省 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長

奈良県 水道局長

奈良県 吉野土木事務所長

奈良県 五條土木事務所長

和歌山県 県土整備部長

和歌山県 企画部長

和歌山市 和歌山市公営企業管理者

橋本市長

五條市水道事業管理者 五條市長

大淀町長

吉野町長

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

五條吉野基幹水利施設管理協議会会長

山田ダム土地改良区 理事長

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm)
大滝ダム	第一制限水位時 4,500 第二制限水位時 6,100	300	290
大迫ダム	0	559	290
津風呂ダム	0	603	222
一の木ダム	0	20	367
山田ダム	0	86	263

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
大迫ダム	9月16日～10月15日	415
津風呂ダム	9月16日～10月15日	487
山田ダム	9月1日～10月15日	86

大和川水系治水協定

一級河川大和川水系において、河川管理者ならびにダム管理者及び利水者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、大和川水系のダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から大和川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法

等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局へ情報提供（集約）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、大阪府・奈良県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、大和川水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所長

大阪府 富田林土木事務所長

大阪府 南河内農と緑の総合事務所長

奈良県 奈良土木事務所長

奈良県 郡山土木事務所長

奈良県 中和土木事務所長

桜井市上下水道事業 桜井市長

天理市上下水道事業の管理者 天理市長

既存ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm)
狭山池ダム	100	46.0 ^{※2}	242.3 ^{※3}
天理ダム	130	114 ^{※2}	176 ^{※3}
初瀬ダム	239	54 ^{※2}	209 ^{※3}
白川ダム	50	55 ^{※2}	148 ^{※3}
岩井川ダム	43	19 ^{※2}	215 ^{※3}
大門ダム	3	7 ^{※2}	194 ^{※3}
滝畑ダム	0	341	289.1 ^{※4}

※ 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 3日間の事前放流により確保可能な容量。事前放流による洪水調節可能容量については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※3 ダムの計画雨量（24時間雨量）。事前放流の判断とする基準降雨については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※4 ダムの計画雨量（日雨量）。

既存ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
該当なし	—	—

淀川水系治水協定

一級河川淀川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から淀川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則

とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・三重県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書50通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

京都府建設交通部長

兵庫県県土整備部長

奈良県奈良土木事務所長

奈良県宇陀土木事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

滋賀県土木交通部長

大阪府池田土木事務所長

三重県県土整備部長

(ダム管理者)

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長

独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長

独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所長

犬上川沿岸土地改良区 理事長

守山市長

栗東市長

野洲市長

湖南市長

奈良市長

天理市長

近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町
日野川用水施設管理協議会会長

(ダム管理者、関係利水者)

滋賀県農政水産部長

甲賀市長

宇陀市長職務代理者 宇陀市副市長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

山添村長

上野土地改良区理事長

（関係利水者）

農林水産省 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所長

農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長

京都府府民環境部長

滋賀県企業庁長

奈良県水道局長

大阪市水道局長

兵庫県公営企業管理者

奈良市公営企業管理者

伊賀市上下水道事業管理者 職務代理者

川西市上下水道事業管理者

伊丹市上下水道事業管理者

尼崎市公営企業管理者

池田市上下水道事業管理者

枚方市上下水道事業管理者

大阪広域水道企業団企業長

守口市水道事業管理者

名張市長

中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー
三重水力センター所長

いぶき水力発電（株）代表取締役

阪神水道企業団企業長

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m ³)	基準降雨量 (mm)
天ヶ瀬ダム	2,000	206 ^{※2}	150
高山ダム	3,540	1,750 ^{※2}	130 (かつ洪水調節が予想される)
青蓮寺ダム	840	1,540 ^{※2}	170 (かつ洪水調節が予想される)
布目ダム	540	1,150 ^{※2}	120 (かつ洪水調節が予想される)
比奈知ダム	900	980 ^{※2}	200 (かつ洪水調節が予想される)
一庫ダム	1,750	1,464.5 ^{※2}	195
日吉ダム	4,200	1,955.2 ^{※2}	260
室生ダム	775	277.9 ^{※2}	110 (かつ洪水調節が予想される)
箕面川ダム	150	12 ^{※2、※3}	362.7 ^{※4}
滝川ダム	11	12.7 ^{※2}	238
喜撰山ダム	0	497 ^{※2}	150
余呉湖ダム	200	440 ^{※2}	251
日野川ダム	92	30 ^{※2}	592
石田川ダム	187	127 ^{※2}	285
宇曾川ダム	235	25 ^{※2}	545
青土ダム	410	250 ^{※2}	654
姉川ダム	470	180 ^{※2}	815
野洲川ダム	0	656	654
蔵王ダム	0	213	592

上津ダム	0	94 ※ ²	130
永源寺ダム	0	747	502
宮奥ダム	0	15	-
真泥ダム	0	0.7	100
犬上川ダム	0	72.5	385
須川ダム	0	14 ※ ²	300

※1 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。

※3 事前放流による洪水調節可能容量については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※4 事前放流の判断とする基準降雨については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
永源寺ダム	9月1日～10月15日	747
蔵王ダム	9月5日～10月15日	213
野洲川ダム	9月18日～10月15日	656
宮奥ダム	6月16日～10月15日	15

加古川水系治水協定

一級河川加古川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から加古川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

（1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

（2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

（3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書9通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(ダム管理者)

農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長

兵庫県丹波県民局長

(ダム管理者、関係利水者)

兵庫県公営企業管理者

(関係利水者)

農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

小野市長

丹波篠山市長

加東市長

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m3)	基準降雨量 ^{※2} (mm)
みくまりダム	19	7.7	234.0
鰐市ダム	0	23	226.3
八幡谷ダム	0	19	226.3
佐仲ダム	0	14	234.8
藤岡ダム	0	18	234.8
権現第一ダム 権現第三ダム	0	250.9	141.9
鴨川ダム	0	126	160.8
呑吐ダム	0	300	159.2
大川瀬ダム	0	188	203.1
糝屋ダム	0	192	195.6

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 基準降雨量の単位は、みくまりダムについてはmm/24時間、それ以外のダムについてはmm/48時間

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
鏑市ダム	8月11日～10月31日	23
八幡谷ダム	8月11日～10月31日	19
佐仲ダム	8月11日～10月31日	14
藤岡ダム	8月16日～10月31日	18
権現第一ダム 権現第三ダム	6月1日～10月31日	250.9
糺屋ダム	6月1日～10月31日	192

揖保川水系治水協定

一級河川揖保川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から揖保川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

（1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

（2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

（3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(ダム管理者、関係利水者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

(関係利水者)

兵庫県公営企業管理者

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m ³)	基準降雨量 ^{※2} (mm)
引原ダム	565.0	292.9	255.0
安富ダム	140.0	64.3	300.0
草木ダム	0	13	149.8

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 基準降雨量の単位は、草木ダムはmm/12時間、それ以外のダムについてはmm/24時間

別紙

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
該当なし	—	—

円山川水系治水協定

一級河川円山川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から円山川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 5 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(関係利水者)

豊岡市長

(ダム管理者、関係利水者)

朝来市長

(ダム管理者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m3)	基準降雨量 (mm/24 時間)
大路ダム	21	8.7	249
但東ダム	19	22.0	197
与布土ダム	35	35.8	217
大町大池	0	0.7 ^{※2} 4.8 ^{※2}	—
多々良木ダム	0	1,150	249

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 上段は8月、下段は9月～10月

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
大町大池	8月中旬～10月下旬	0.7 [※] 4.8 [※]

※ 上段は8月、下段は9月～10月

由良川水系治水協定

一級河川由良川水系において、河川管理者である国土交通省、京都府、兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量等から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量等のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量等から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該

水位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から由良川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3) に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量 (リアルタイムの値)	各者が、国土交通省の共有システムを利用 (掲示・閲覧)
事前放流を実施するにあたっての気象情報 (降雨予測手法等)	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報 (降雨予測手法等 (GSM・MSM 等)) のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局 (河川管理者) へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用 (掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、京都府・兵庫県の防災情報サイト等を利用 (掲示・閲覧)

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.(2)に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報 (ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など) を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 9 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

京都府 建設交通部長

兵庫縣 県土整備部長

(ダム管理者、関係利水者)
関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

福知山市豊富用水土地改良区理事長

(関係利水者)

京都府 府民環境部長

丹波篠山市長

丹波市長

京丹波町長

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量※ (万 m ³)	基準降雨量 (mm)
三宝ダム	14.8	7.6	235 ^{※2}
栗柄ダム	14.7	15.8	245 ^{※2}
大野ダム	2,132	181.1	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台 が発表する京都府北部の24時 間降雨量予測により判断)
畑川ダム	109	5.2	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台 が発表する京都府北部の24時 間降雨量予測により判断)
和知ダム	0	391.1	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台 が発表する京都府北部の24時 間降雨量予測により判断)
由良川ダム	0	18.6	—
豊富ダム	0	20	80 (前線) 50 (台風) (台風が中心が東経 134 度から 136 度までの範囲において、北 緯 33 度以北の範囲に達した場 合)

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量

※2 基準降雨量の単位は、三宝ダム、栗柄ダムについては mm/24 時間

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
該当なし	—	—

九頭竜川水系治水協定

一級河川九頭竜川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から九頭竜川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供（集約）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、福井県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書12通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

農林水産省北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長

福井県産業労働部長

福井県農林水産部長

福井県土木部長

福井市長

勝山市長

永平寺町長

電源開発株式会社水力発電部中部支店長

北陸電力株式会社水力部長

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 ^{※1} (万 m ³)	基準降雨量 (mm)
九頭竜ダム	3,300.0	2,812.4 ^{※4}	510
真名川ダム	8,900.0 ^{※2}	600.0 ^{※2、※4}	550
広野ダム	560.0 ^{※3} 105.0 ^{※3}	457.6 ^{※4}	292
笹生川ダム	1,128.0 ^{※3} 351.0 ^{※3}	709.6 ^{※4}	294
龍ヶ鼻ダム	460.0	530.7 ^{※4}	195
永平寺ダム	19.0	7.5 ^{※4}	155
榊谷ダム	345.0	259.0 ^{※4}	277
浄土寺川ダム	114.0 ^{※3} 33.0 ^{※3}	65.2 ^{※4}	214
雲川ダム	0	11.1 ^{※4}	550
仏原ダム	0	170.0 ^{※4}	510
鷲ダム	0	596.0 ^{※4}	510
石徹白ダム	0	0.0	—
山原ダム	0	0.0	—
小原ダム	0	0.0	—
滝波ダム	0	42.6 ^{※4}	183

※1 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 洪水調節容量及び洪水調節可能容量は、洪水調節容量が最大となる期間の数値を記載

※3 洪水調節容量は、上段が洪水期、下段が非洪水期の数値を記載

※4 洪水量を上限とした事前放流時間を72時間連続で確保できる前提で、かつ、流入量が平水量（上流ダムの事前放流は考慮していない）の場合に、確保できる最大の目標容量を洪水調節可能容量とした

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
広野ダム	9月1日～2月28日	58.0
笹生川ダム	9月1日～3月31日	300.0
龍ヶ鼻ダム	9月1日～2月28日	48.0
永平寺ダム	9月1日～2月28日	14.0
榊谷ダム	—	58.0
浄土寺川ダム	11月1日～3月31日	25.0

北川水系治水協定

一級河川北川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から北川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、福井県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

福井県土木部長

小浜市長

若狭町長

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量 [※] (万 m ³)	基準降雨量 (mm)
河内川ダム	240	202.1	378

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※洪水量を上限とした事前放流時間を72時間連続で確保できる前提で、かつ、流入量が平水量（上流ダムの事前放流は考慮していない）の場合に、確保できる最大の目標容量を洪水調節可能容量とした

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
河内川ダム	9月1日～2月28日	70.0